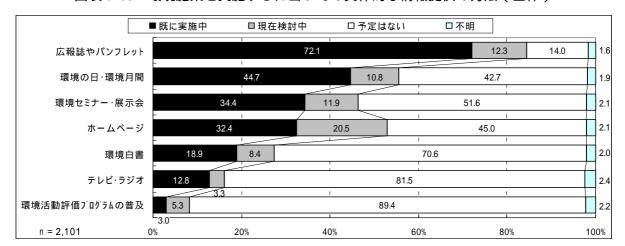
- 5.情報提供・情報収集に関する取組
- 5-1 環境保全施策の促進のための情報提供の方法と内容
- (1)各主体に向けた具体的な情報提供の方法 (問 15)

【全体的な傾向】

- 全体では環境情報の提供方法・媒体は、『広報誌やパンフレット』(実施中 72.1%)が最も多く、次いで『環境の日、環境月間』(同 44.7%)『環境セミナー・展示会』(同 34.4%)と続く。『環境白書』(同 18.9%)と『テレビ・ラジオ』(同 12.8%)は少なく、中小企業向けの『環境活動評価プログラムの普及』(3.0%)は現在のところあまり活用されていない(図表 3-59)』
- なお、『ホームページ』については、既に実施中(32.4%)は約3割で、現在検討中(20.5%) と合わせると半数以上(52.9%)となり、利用が広がってきている。



図表 3-59 環境施策を実施するに当っての具体的な情報提供の方法(全体)

【基本属性別の特徴】

• 都道府県と政令指定都市での環境情報提供は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など 多彩であり、ほぼすべての団体で活用されている。『環境活動評価プログラムの普及』は都道 府県で4割強、政令指定都市で約7割に達している。市区町村では、『広報誌やパンフレット』 や『環境の日、環境月間』が多い(図表3-60)。

図表 3-60							
情報提供の方法	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041		
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	
広報誌やパンフレット	97.9	0.0	100.0	0.0	71.3	12.7	
環境の日、環境月間	95.7	2.1	100.0	0.0	43.2	11.0	
環境セミナー・展示会	97.9	0.0	100.0	0.0	32.5	12.2	
ホームページ	97.9	0.0	100.0	0.0	30.4	21.1	
環境白書	97.9	0.0	100.0	0.0	16.6	8.7	
テレビ・ラジオ	87.2	0.0	53.8	7.7	10.8	3.3	
環境活動評価プログラムの普及	44.7	27.7	69.2	15.4	1.7	4.8	

図表 3-60 環境施策を実施するに当っての具体的な情報提供の方法(基本属性別)

(注)網掛けは、実施率50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供方法・媒体をみると、半数以上の団体で利用されているのは『広報誌やパンフレット』である。その実施率も人口規模の増加とともに上昇し、「1万人未満」の61.9%に対して「10万人以上」(96.6%)では9割を超えている(図表3-61)。
- 『環境の日、環境月間』や『環境セミナー・展示会』などのイベントとともに、『ホームページ』や『環境白書』『テレビ・ラジオ』でも、人口が多いほど実施率が上昇する傾向は顕著である。『環境活動評価プログラムの普及』については、事実上、「10万人以上」の団体での実施である(実施率は12.1%)。
- 人口規模が大きいほど、多様な方法・媒体で環境関連情報を提供していることがわかる。特に、「10万人以上」の地方公共団体の取組は多彩である。

図表 3-61 市区町村における具体的な環境情報提供の方法(人口別)

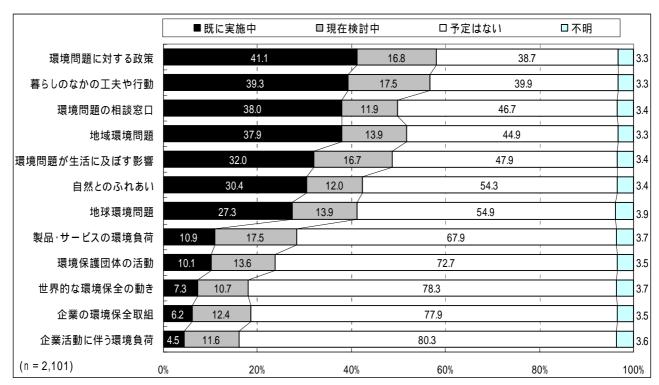
情報提供の方法	1 万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10 万人 以上
広報誌やパンフレット	61.9	68.6	80.7	87.3	96.6
環境の日、環境月間	32.8	39.0	52.6	56.1	78.3
環境セミナー・展示会	14.2	25.8	49.0	63.0	83.6
ホームページ	11.2	23.7	46.4	63.0	84.1
環境白書	0.6	4.2	24.0	48.7	81.2
テレビ・ラジオ	6.2	5.4	9.4	15.9	41.5
環境活動評価プログラムの普及	0.1	0.0	1.0	2.6	12.1

(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

(2)各主体の取組促進のための情報提供の内容 (問 16)

【全体的な傾向】

- 地方公共団体による環境情報の提供内容は、全体では『環境問題に対する政策』(実施中41.1%)『暮らしのなかの工夫や行動』(同39.3%)『環境問題の相談窓口』(同38.0%)『地域環境問題』(同37.9%)が約4割で、特に行政施策に関する情報が上位を占める(図表3-62)』
- 次いで、『環境が生活に及ぼす影響』(実施中32.0%)、『自然とのふれあい』(同30.4%) 『地球環境問題』(同27.3%)など、環境問題の現状・課題や環境問題と市民生活の関係についての情報が多い。
- 『製品・サービスの環境負荷』『環境保護団体の活動』『世界的な環境保全の動き』『企業の環境保全の取組』『企業活動に伴う環境負荷』の実施率は概ね1割以下である。これらの企業や環境 NPO の活動状況に関する情報は、日常生活には必ずしも直接的な影響を与えないものの、環境問題の重要な側面である。それゆえ、いずれも「既に実施中」よりも「現在検討中」の比率が高く、今後、取り組む団体が増えることが予想される。



図表 3-62 提供している環境情報の内容(全体)

【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が提供する環境情報の内容は幅広く、行政施策、環境問題の現状・ 課題、環境問題と市民生活の関係などについてはほぼ9割以上の団体が提供している。企業や 環境NPOの活動状況についても、半数以上の団体で提供されている(図表 3-63)。
- 市区町村では、いずれの環境情報についても提供している団体の割合は少なく4割以下である。その中では、『環境問題に対する政策』(実施中39.4%、検討中17.3%)が最も多い。

図表 3-63 提供している環境情報の内容(基本属性別)

情報提供の内容	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
環境問題に対する政策	97.9	0.0	100.0	0.0	39.4	17.3
暮らしのなかの工夫や行動	91.5	4.3	92.3	7.7	37.7	17.8
環境問題の相談窓口	91.5	4.3	84.6	15.4	36.5	12.1
地域環境問題の現状・課題	95.7	2.1	92.3	7.7	36.3	14.2
環境問題が生活に及ぼす影響	91.5	4.3	92.3	7.7	30.3	17.1
自然とのふれあい	91.5	8.5	92.3	7.7	28.6	12.1
地球環境問題の現状・課題	100.0	0.0	100.0	0.0	25.1	14.4
製品・サービスの環境負荷	53.2	8.5	69.2	23.1	9.6	17.6
環境保護団体の活動	59.6	17.0	53.8	23.1	8.7	13.5
世界的な環境保全の動き	51.1	12.8	61.5	7.7	5.9	10.6
企業の環境保全の取組	59.6	19.1	69.2	23.1	4.6	12.2
企業活動に伴う環境負荷	53.2	12.8	53.8	30.8	3.1	11.4

(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別に環境情報の提供内容をみると、いずれの情報についても人口規模の 増加とともにその実施率が上昇することが顕著である。実施率の高い行政施策情報である『環 境問題に対する政策』では、「1万人未満」の2割強(25.4%)に対して、「10万人以上」で は8割(83.1%)を超えている(図表 3-64)。
- 人口規模が大きいほど、多様な環境関連情報を提供している。特に、「10万人以上」の団体では環境情報が多彩であり、企業や環境 NPO の活動状況も少なからず提供されている。

図表 3-64 市区町村における提供している環境情報の内容(人口別)

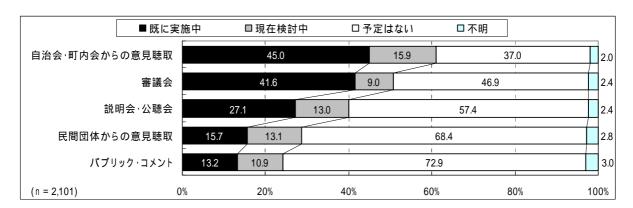
情報提供の内容	1 万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10 万人 以上
環境問題に対する政策	25.4	32.9	49.0	65.1	83.1
暮らしのなかの工夫や行動	23.6	33.3	51.0	58.7	76.8
環境問題の相談窓口	24.8	33.4	46.4	49.7	71.0
地域環境問題の現状・課題	24.4	29.3	45.3	60.3	75.4
環境問題が生活に及ぼす影響	20.9	23.7	35.4	47.6	67.6
自然とのふれあい	20.0	20.6	34.4	46.0	65.2
地球環境問題の現状・課題	13.6	16.7	31.8	45.0	72.0
製品・サービスの環境負荷	5.0	7.0	12.0	15.9	27.1
環境保護団体の活動	3.8	4.5	8.3	21.7	29.5
世界的な環境保全の動き	3.1	3.8	7.3	9.5	18.8
企業の環境保全の取組	1.7	2.2	4.2	9.5	19.3
企業活動に伴う環境負荷	1.2	1.8	2.6	5.3	13.0

(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

- 5-2 環境保全施策の促進のための情報収集の方法
- (1)環境保全施策促進のための住民等の意見の取入方法 (問 17)

【全体的な傾向】

- 環境施策の推進のためにどのようにして住民などの意見を取り入れているかについては、全体では、『自治会・町内会からの意見聴取』(実施中45.0%、検討中15.9%:計60.9%)が最も多く採用されている。次いで、『審議会(委員の公募など)』(同41.6%、9.0%:計50.6%)、『説明会・公聴会』(同27.1%、13.0%:計40.1%)である(図表3-65)。
- 『民間団体からの意見聴取』(同 15.7%、13.1%:計 28.8%)や『パブリック・コメント』(同 13.2%、10.9%:計 24.1%)は少なく、手法としてまだ普及していないようである。



図表 3-65 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法(全体)

【基本属性別の特徴】

- 都道府県と政令指定都市が住民等の意見を取り入れるために採用する方法は、審議会、説明会・公聴会、環境 NPO などからの意見聴取、パブリック・コメントなどであり、いずれも約7割以上の団体が実施している。ただし、『自治会・町内会からの意見聴取』は行政特性から比較的少ない(図表 3-66)。
- 市区町村では、いずれの方法についても取り組む団体は比較的少なく概ね4割以下である。 ただし、『自治会・町内会からの意見聴取』(45.5%)については、都道府県と対照的に最も実 施率の高い方法である。

四代 0 00							
住民等の意見の取り入れ方法	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041		
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	
自治会・町内会からの意見聴取	17.0	12.8	61.5	0.0	45.5	16.1	
審議会(委員の公募など)	93.6	0.0	100.0	0.0	40.0	9.3	
説明会・公聴会	76.6	6.4	76.9	15.4	25.7	13.1	
民間団体からの意見聴取	66.0	14.9	76.9	15.4	14.2	13.0	
パブリック・コメント	97.9	2.1	92.3	7.7	10.8	11.1	

図表 3-66 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法(基本属性別)

(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村において最も実施率の高い「自治会・町内会からの意見聴取」は、人口規模に関係なくおおむね4~5割の団体が行っている。「1万人未満」の43.0%に対し、「10万人以上」では49.8%である(図表3-67)。
- 『審議会』『説明会・公聴会』『民間団体からの意見聴取』『パブリック・コメント』については、人口規模が大きいほど、その実施率は顕著に上昇する。なお、『民間団体』と『パブリック・コメント』では現在検討中が多く、今後の増加が期待される。

図表 3-67 市区町村における環境保全に関する住民等の意見の取り入れ方法 (人口別)

